

防整施第4809号
令和2年3月26日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の
試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和2年7月1日以降に入札公告を行う建設
工事から、当分の間試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の試行について

1 目的

防衛省が発注する建設工事における総合評価落札方式については、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6033号。31.3.28。以下「事務処理要領」という。）別添2第1章第2項第3号において総合評価落札方式のタイプを定めているところであるが、国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する特殊法人等をいう。）の受注実績が少ない企業においても入札参加の機会拡大を図ることで競争性を更に高めるため、工事成績の評価等を行わない競争参加向上型総合評価落札方式を試行することとする。

2 本方式の実施

本方式の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、事務処理要領により実施するものとする。

3 対象工事

当省が求める工事目的物が民間の実績においても数多く存在し、民間の実績により評価を行っても品質が低下する恐れがないと認められる工事を対象とする。

4 総合評価の方法

- (1) 事務処理要領別添2第1章第2項第3号ウに準じ、同種工事の実績等に基づく施工能力を評価する。
- (2) 工事成績等の評価を行わない代わりに、同種性が認められる工事・より同種性の高い工事の実績により評価を行う。そのため、より同種性の高い工事の実績を設定する際は、過度な要件緩和を行わないよう留意すること。また、同種性が認められる工事を設定する際は、特定の者のみが参加可能とならないよう、適度な要件緩和に努めることに留意すること。

5 評価基準

付紙による。

6 入札公告及び入札説明書への記載事項

入札公告及び入札説明書に次の事項を明記すること。

本工事は、競争参加向上型総合評価落札方式の試行対象案件である。

7 その他

本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課契約制度企画室と協議するものとする。

技術提案等評価表(競争参加向上型)

企業名:

(単位:点)

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点			
				配点	配点		
企業 の 能力	企業 の 能力	同種性が認められる工事の施工実績(標準的な評価) 元請として当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大5件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事 ^{※1} の実績	5	25		
			同種性が認められる工事 ^{※2} の実績	2			
		(同種性が認められる工事の数が少ないと見込まれ、5件分の実績による評価が 難しい場合は、以下のいずれかの評価を行ってもよい)					
		元請として当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大4件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事 ^{※1} の実績	7	25		
			同種性が認められる工事 ^{※2} の実績	3			
		元請として当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大3件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事 ^{※1} の実績	9	25		
			同種性が認められる工事 ^{※2} の実績	4			
		自由 設定 項目	自由 設定 項目	関連分野での技術開発の実績 ^{※3} 過去10年間の技術開発	特許権、実用新案権の取得あり、NETISへの登録あり	1	合計で 最大5 点とす る。
					なし	0	
	品質管理マネジメントシステム規格(ISO9000e)の取得状況			認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
	環境マネジメントシステム規格(ISO14000e)の取得状況			認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
	情報セキュリティマネジメントシステム規格(ISO27000e)の取得状況			認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1		
若手技術者の活用	35歳以下の技術者を配置			1			
	監理(主任)技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置			資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1		
女性技術者の配置	女性技術者を配置			1			
	監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者を配置			資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1		
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	女性活躍推進法に基づく認定 ^{※4}			いずれか の認定を 受けてい れば1点			
	次世代法に基づく認定 ^{※5}						
	若者雇用促進法に基づく認定 ^{※6}						
配置 予定 技術 者の 能力	資格	一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格あり	1	1			
		一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格				
	同種性が認められる工事の施工経験(標準的な評価) 元請として当該年度及び前年度から過去15年間の経験(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大5件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事に監理技術者として従事した経験	5	25			
		より同種性の高い工事に担当技術者として従事した経験	2				
		同種性が認められる工事に監理技術者として従事した経験	2				
		同種性が認められる工事に担当技術者として従事した経験	1				
	(同種性が認められる工事の数が少ないと見込まれ、5件分の実績による評価が 難しい場合は、以下のいずれかの評価を行ってもよい)						
	元請として当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大4件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事に監理技術者として従事した経験	7	25			
		より同種性の高い工事に担当技術者として従事した経験	3				
		同種性が認められる工事に監理技術者として従事した経験	3				
		同種性が認められる工事に担当技術者として従事した経験	2				
	元請として当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から 公告日までに完成・引渡しが完了した工事)を右記のとおり評価し、最大3件分の 評価を合計(最大25点)	より同種性の高い工事に監理技術者として従事した経験	9	25			
より同種性の高い工事に担当技術者として従事した経験		4					
同種性が認められる工事に監理技術者として従事した経験		4					
同種性が認められる工事に担当技術者として従事した経験		2					

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点		
				配点	採点	
	自由設定項目	継続教育(GPD)の取り組み状況	推奨単位を取得	2	合計で最大4点とする。	
			推奨単位の過半を取得	1		
			なし	0		
			40歳以下の監理(主任)技術者を配置	1		
		技術者育成型の活用	40歳以下の監理(主任)技術者を配置	1		
			定期的な実務指導の実施	1		
		予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置 ^{*7}	[次の3つの条件を満たす場合に評価する] ① 当該工事の作業に直接従事する作業員等であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイスを行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準A、B、Cが混在する場合は、30人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。 ^{*8}	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合		2
				B 当該都道府県内にある駐屯地等 ^{*9} において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合		1
				C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等 ^{*10} において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合		0.5
				なし		0
	なし			0		
	ヒアリング	技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる。	4		
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。	2		
			その他	0		
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解しており、積極的な取り組み姿勢が見られる。	4		
当該工事について適切に理解している。			2			
その他			0			
技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である。	2				
	その他	0				
企業価値・社会性	地域精進度	地理的条件1(近隣地域内における施工実績)	施工実績15件以上	6	6	
			当該工事と同一工種で当該年度を含まない前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事)の施工実績	4		
			※ 近隣地域の設定について、都道府県では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	2		
			※ 地域の実情に応じて、評価基準の件数等を変更を可能とする。	0		
		地理的条件2(本店(社)、支店、営業所の所在)	4			
	地域貢献度	地元企業の採用状況	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上	10	10	
			※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業をいう。 ※ 工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	5		
			県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0		
		災害協定等による地域貢献度の実績	災害協定等あり(県内特定地域) ^{*11}	2		
			災害協定等あり(同一県内)	1		
自由設定項目	ボランティア活動による地域貢献度の実績	災害協定等なし	0			
		活動実績あり(県内特定地域) ^{*11}	2			
		活動実績あり(同一県内)	1			
	地産品の使用状況	活動実績なし	0	合計で最大5点とする。		
		使用実績あり	1			
	不発弾処理対策の実績 ^{*12}	当該年度を含まない過去2年間に同一県内で生産・製造された建設資材の使用状況(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日までの実績)	0			
		3件以上	2			
	当該都道府県内において、当該年度を含まない過去15年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日)の実績	※ 不発弾処理対策とは、現場において不発弾が発見され、自衛隊及び警察等が処理するまでの間、現場対策(立ち入り制限等の安全施設等の設置、安全管理上の監視、交通誘導員等の配置等)を行ったものをいう。	1			
		1から2件	1			
		実績なし	0			

その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(過去6月の〇〇防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ※ 過去6月とは、申請書等の提出期限の前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。	指名停止期間(累積): 6月以上	-5
		指名停止期間(累積): 3月以上6月未満	-4
		指名停止期間(累積): 3月未満	-3
		書面注意(警告)	-2
		口頭注意	-1
		該当なし	0
合計評価点		競争参加向上型(地域評価型)	85
		競争参加向上型	60

は、地域評価型を採用する場合に評価。

は、必要に応じ、配置予定技術者に対して実施する場合に評価。

- ※1 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、仮設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事。
- ※2 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事
- ※3 「関連分野での技術開発の実績」欄は、企業に技術提案を求めるときに、当該技術提案について関連する技術開発の適用が期待される等の場合に選択する。
- ※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- ※5 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※6 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※7 「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場において実施する工事の場合に評価する。
- ※8 評価基準の異なる現場配置予定者が複数いる場合は、次の例1～例3を参考に評価を行う。
 例1: Aが30人・日、Bが10人・日の場合は2点、例2: Aが20人・日、Bが10人・日の場合は1点、例3: Aが20人・日、Cが10人・日の場合は0.5点
- ※9 当該都道府県内にある駐屯地等は、予備自衛官等の自衛官在職時の出身区分(陸自、海自、空自)と同一区分に限る。
 北海道の場合は、広域に亘ることから、以下の地域区分を都道府県内とみなす。
 陸上自衛隊…地域①: 札文、稚内、名寄、遠軽、旭川、近文台、上富良野、多田、沼田、留萌
 地域②: 美幌、標津、別海、釧路、足寄、鹿追、帯広
 地域③: 日高、安平、早来、静内、島松、北恵庭、南恵庭、北千歳、東千歳、白老、幌別
 地域④: 滝川、美唄、岩見沢、丘珠、苗穂、札幌、豊平、真駒内、倶知安、函館
 海上自衛隊…地域①: 余市、函館、稚内、松前(白神含む。)
 航空自衛隊…地域①: 稚内、網走、根室、襟裳、長沼、千歳、当別、八雲、奥尻島
- ※10 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等は、当該都道府県内に所在する同一区分(陸自、海自、空自)の駐屯地等が1つのみの場合、隣接する県内の同一区分の駐屯地等を適切に設定する。
- ※11 「災害協定等による地域貢献度の実績」及び「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、県内特定地域を設定する。
- ※12 「不発弾処理対策の実績」欄は、工事及び地域の特性を考慮し、評価する。